

改正

平成28年10月25日条例第22号

令和元年9月30日条例第20号

令和3年6月24日条例第9号

南風原町個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の第1欄に掲げる執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用すること

ができる。ただし、番号法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年10月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定が施行されるまでの間においては、第1条第1項及び第5条第1項中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則 (令和元年9月30日条例第20号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 24 日 条例第 9 号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事務
1 町長	南風原町こども医療費助成条例（平成 6 年南風原町条例第 13 号）に関する事務
2 町長	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務（南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成 19 年南風原町要綱第 38 号）に関する事務をいう。）
3 町長	南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 28 年南風原町条例第 20 号）に関する事務
4 町長	南風原町国民健康保険税条例（平成 12 年南風原町条例第 12 号）第 22 条の規定による国民健康保険税を減免する事務（南風原町国民健康保険税減免要綱（平成 20 年南風原町要綱第 14 号）による保険税の減免に関する事務をいう。）
5 町長	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定により国民健康保険に加入し、また、医療費の支払に困難な家庭に対し必要な額を貸付ける事務（南風原町高額療養費貸付要綱（昭和 51 年南風原村告示第 6 号）に関する事務をいう。）
6 町長	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく健康診査及びその他の本町が実施する健康診査に要する費用の一部負担に関する事務（南風原町健康診査事業実施規則（平成 14 年南風原町規則第 25 号）に関する事務をいう。）
7 町長	後期高齢者医療の被保険者に対し集団健診及び個別健診の費用の一部を補助する事務（後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱（平成 20 年南風原町要綱第 7 号）に関する事務をいう。）
8 町長	南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 3 年南風原町条例第 18 号）に関する事務

9 町長	障がい者等に対し日常生活用具を給付又は貸与する事務（南風原町障がい者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第41号）に関する事務をいう。）
10 町長	障がい者等の日中における活動の場を確保し障がい者等の家族の一時的な就労支援と障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する事務（南風原町日中一時支援事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第32号）に関する事務をいう。）
11 町長	障がい者等に対し自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事務（南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱（平成21年南風原町要綱第13号）に関する事務をいう。）
12 町長	在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活に必要な用具を給付する事務（南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第8号）に関する事務をいう。）
13 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行う事務（南風原町就学援助規則（平成19年南風原町教育委員会規則第1号）に関する事務をいう。）
14 教育委員会	南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）に関する事務
15 教育委員会	私立幼稚園（知事の認可を受けて設置された私立の幼稚園をいう。）設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に本町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金を交付する事務（南風原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成5年南風原町教育委員会告示第4号）に関する事務をいう。）

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれら の法律に基づく条例によ	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	る地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則 で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手 当又は特例給付の支給に関する情報であって規則 で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児 童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養 手当関係情報」という。）であって規則で定める もの
3 町長	児童手当法による児童手 当又は特例給付（同法附 則第2条第1項に規定す る給付をいう。以下同 じ。）の支給に関する事 務であって規則で定める もの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法による保育料の徴収に関す る情報であって規則で定めるもの
4 町長	児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関す る事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39 年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に 関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」

		という。) であって規則で定めるもの
		南風原町こども医療費助成条例によるこどもの医療費の助成に関する情報 (以下「こども医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		南風原町重度心身障害者 (児) 医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報 (以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務による母子及び父子家庭等に対する医療費の助成に関する情報 (以下「母子及び父子家庭等医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報 (以下「自立支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
5 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	南風原町こども医療費助成条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務による手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		もの
7 町長	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって

		規則で定めるもの
9 町長	南風原町国民健康保険税減免要綱による保険税の減免に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	国民健康保険の高額療養費の貸付の事務であって規則に定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	南風原町健康診査事業実施規則による健康診査及びその他の本町が実施する健康診査に要する費用の一部負担に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱による後期高齢者の健康診査費用の補助金交付に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定め	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	るもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
15 町長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則 で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 町長	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律による自立 支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関 する事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定め るもの
19 町長	南風原町重度心身障害者 (児) 医療費助成に関す る条例 による重度心身 障害者に対する医療費の 助成に関する事務であつ て規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定め るもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定める もの

		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行う事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	南風原町立幼稚園保育料条例による幼稚園における教育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの